平成２５年（フ）第１１５号
さいたま市中央区大戸６丁目４番18号　チェリーコーポ１号
債務者　大橋　英雄
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　直人
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３号
静岡県下田市西本郷２丁目７番16号
債務者　植松酒店こと　植松　英彦
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本耕太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１１１号
千葉県匝瑳市今泉2173番地１
債務者　津田　孝子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
埼玉県和光市白子２丁目19番62号
債務者　安斉美昭こと　安齋　美昭
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和正
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
静岡市清水区蒲原中408番地
債務者　磯部　成範
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３６号
静岡市清水区蒲原中408番地
債務者　磯部美貴子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８４号
茨城県守谷市みずき野６―16―10、住民票上の住所茨城県筑西市菅谷1500
債務者　大島二三子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　明彦
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７号
静岡県富士市伝法878番地、前住所静岡県富士市鵜無ヶ淵483番地の83
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　利朗
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６２４号
兵庫県高砂市御旅１丁目19番13号、住民票上の住所兵庫県高砂市荒井町南栄町１番３号
債務者　安井　雅人
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和也
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県三木市別所町高木882番地
債務者　津村　克靖
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
宮崎市花ケ島町瀬々町1256番地１　佐藤マンション201号
債務者　佐藤世紀子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午後３時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２８号
大分市大道町３丁目４番33―305号　ファンテージ大道
債務者　手島　英喜
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３５７号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番B15―209号
債務者　陶山　　渡
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　拓洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７号
大阪市淀川区東三国５―８―14、住民票上の住所三重県志摩市浜島町浜島3291番地
債務者　森　　俊人
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部